

鳩山町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 11 月

鳩 山 町

目次

第1章	はじめに	1
1	背景	1
2	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定と行動計画の策定	1
第2章	対策の基本方針	4
1	新型インフルエンザ等対策の基本方針	4
2	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	5
3	対策の基本項目	6
4	対策推進のための役割分担	1 5
5	発生段階	1 7
第3章	発生段階別の対応	2 0
1	実施体制	2 0
2	情報提供・共有	2 1
3	まん延防止に関する措置	2 2
4	予防接種	2 3
5	医療	2 6
6	町民の生活及び地域経済の安定に関する措置	2 7
別表	特定接種の対象となり得る業種・職務について	3 1
資料編		3 9

第1章 はじめに

1. 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。そして新型のウイルスに対する免疫を持たない人が多いことから、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が生じることが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

国では新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）11月に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定、埼玉県（以下「県」という。）においても、同年11月に「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」が策定された。また、平成21年（2009年）2月には国の計画が抜本的に見直され「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定、県の計画も見直された。

このような中、同年4月に新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生し、WHOは同年6月に「世界的な大流行」を宣言した。我が国においても、発生後1年余りで約2千万人がり患したと推計されている。しかし、この新型インフルエンザ（A/H1N1）の特徴は、季節性インフルエンザと類似する点が多く、国ではその対応にあたり行動計画等をそのまま適用するのではなく、地域の実情に合わせた柔軟な対応を行っていくこととし、数回にわたり基本的対処方針やその運用指針等が示された。鳩山町（以下「町」という。）は、平成21年（2009年）5月、国の計画に準じて「鳩山町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、対策を講じて来た。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定と町の行動計画の作成

季節性インフルエンザ並の病原性であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫した状況が見られたことから、国では病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年（2011年）9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、対策の実効性をより高めるために平成24年（2012年）4月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定、翌平成25年（2013年）4月に施行

した。

国は、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう対策の選択肢が示された。

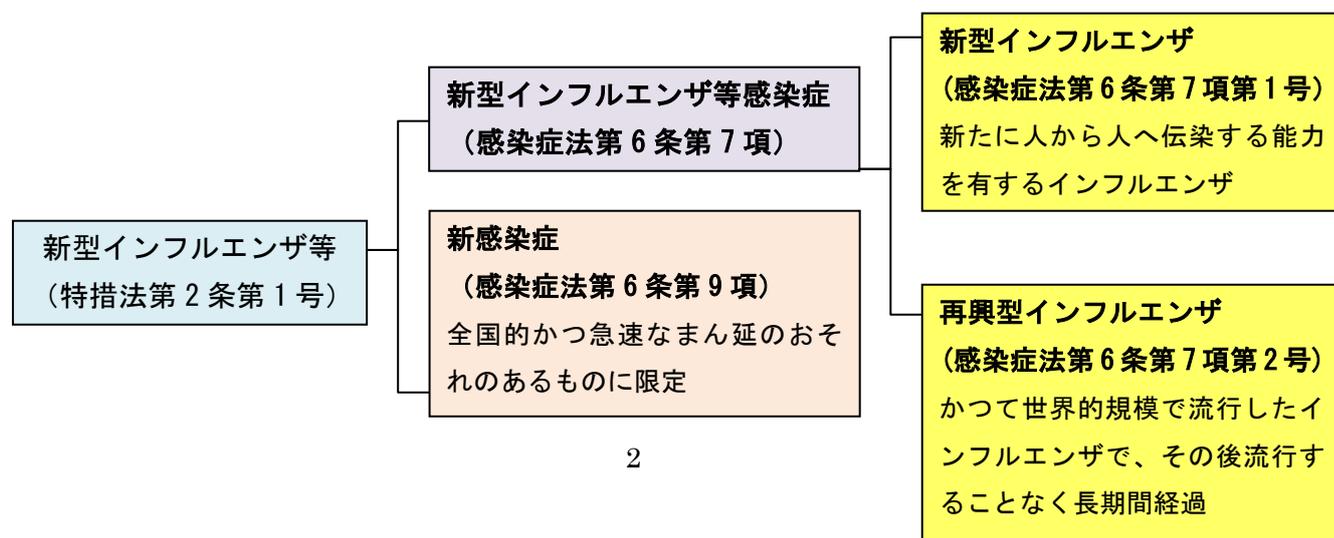
これに伴い、県も従前の行動計画を見直し、平成26年（2014年）1月特措法第7条第1項の規定により「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成、それにあわせて町も従前の行動計画を全面的に見直し、特措法第8条第1項の規定により平成26年（2014年）11月「鳩山町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を作成することとした。

町行動計画では、町に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項及び町が実施する措置等を示している。町行動計画の対象となる感染症とは、特措法第2条第1項に規定された感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

なお、鳥インフルエンザは、人から人への感染ではなく、鳥から人へ感染する高病原性鳥インフルエンザを指すため特措法の対象ではないが、関連する事案として、県の「国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策」（本計画P41参照）を参考として示すこととする。

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取り入れや、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、政府行動計画及び県行動計画が見直された場合などは、町は、必要に応じ適時適切に町行動計画の変更を行うものとする。

○町行動計画の対象となる新型インフルエンザ等の位置づけ

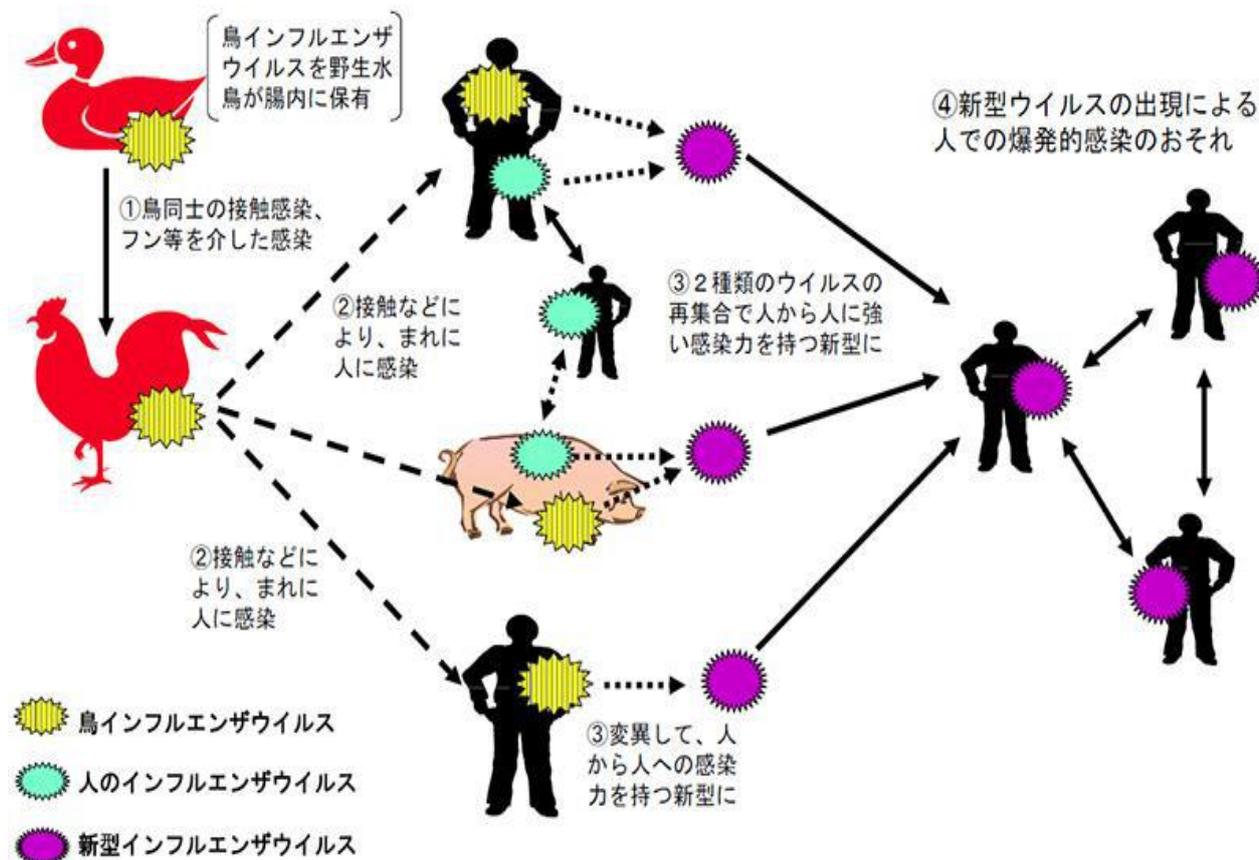


○新型インフルエンザと鳥インフルエンザの発生の関係

鳥インフルエンザは、カモやアヒルなどの野生水鳥が保有している鳥インフルエンザウイルスが、鶏や七面鳥などの家禽類に感染して起こります。鶏などでは時に強毒性を示して大量に死亡することがあります。

ウイルスは変異するので、鳥に感染するものが他の動物にも感染するようになることがあります。鳥インフルエンザウイルスにより死んだ鳥や病鳥と濃厚接触を行った場合などでは、まれに人に感染することがあります。

鳥から人への感染が繰り返されることで、ウイルスが人の体内で増えることができるように変異したり、人と鳥のインフルエンザウイルスが豚の中で合体することで、人から人へ容易に感染できるようになる可能性もあります。このような経緯で、今まで人には感染したことがなかった新しい型のインフルエンザが人の間で感染するようになったものを新型インフルエンザといいます。



第2章 対策の基本方針

1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生した場合、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高く、まん延の恐れがある新型インフルエンザ等が万が一国内発生すれば、健康被害が甚大となる恐れがあるだけでなく、感染拡大防止策が効果的に講じられなかった場合には1～2か月程度の期間に集中した大流行が複数回発生し、発症者や死亡者により医療の混乱及び火葬場の処理能力を超えた遺体の発生、交通機関の麻痺など町民の生命や健康に加えて、様々な社会機能に大きな影響を与える可能性も危惧される。

新型インフルエンザ等が発生した場合の感染源は人であり、人と人が接触することにより感染が拡大する。新型インフルエンザ等の流行期間中、必要な社会機能を維持するため、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるよう可能な限り人と人の接触の機会を少なくするなどして感染拡大を防いでいく必要がある。

平成21年（2009年）の新型インフルエンザ（A/H1N1）への対処においては、学校における臨時休業の強化、医療機関との密な連携、抗インフルエンザウイルス薬の迅速な処方、手洗い・うがいなど基本的な公衆衛生手段の励行などにより、我が国の死亡率が他の国と比較して低い水準にとどまったと言われている。

こうした状況を踏まえ、町行動計画では次の2点を主な目的として対策を講じていく。

（1）感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

イ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

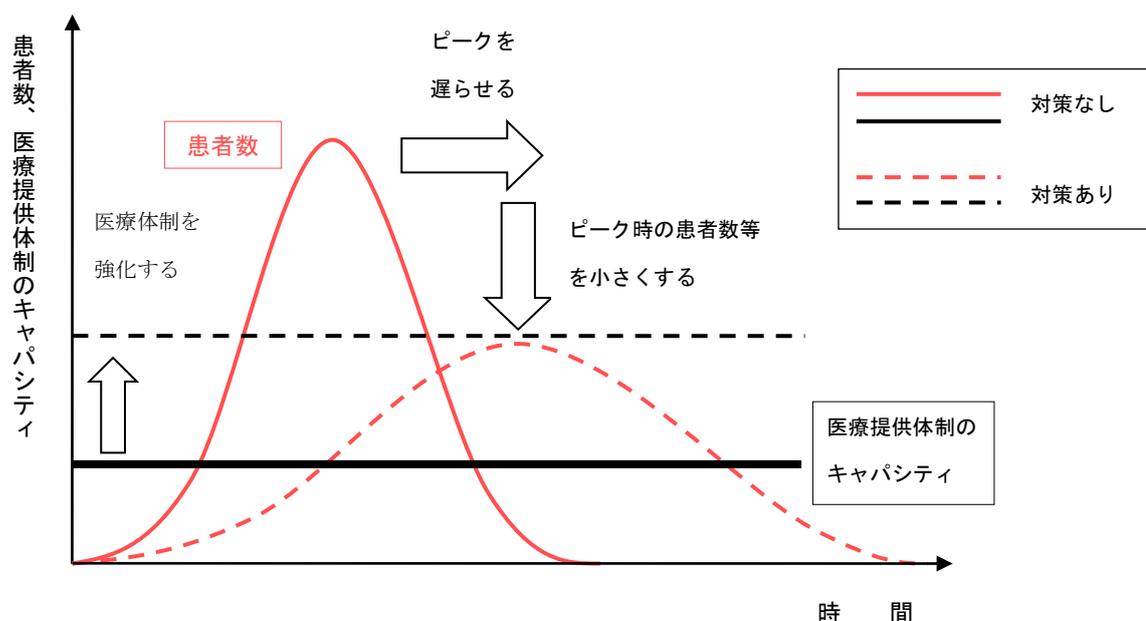
ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

（2）町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 感染対策等により、欠勤者（り患による欠勤・家族の看護等による出勤困難者等）の数を減らす。

イ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果（概念図）>



2. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの感染力や重症者の発生割合、社会環境等に左右されるものである。また、ウイルスの病原性の高さや発生の時期にも左右されることから、発生前にその流行規模を予測することは難しい。

政府行動計画及び県行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定されている。（り患率については、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定し、米国疾病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention）により示された推計モデル（FluAid 2.0 著者Meltzerら、2000年7月）を用いて被害規模が推計されていると考えられる。）

国と県の被害想定を基に、当町における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると下表のとおりとなり、町行動計画でもこれを参考とする。

	鳩山町	
医療機関を受診する患者数	約2,025人～約3,750人	
入院患者の上限	中等度	重度
	81人	297人
死亡者数の上限	中等度	重度
	25人	97人

町、県、国の算出基準はいずれも平成24年10月1日の推計人口（国勢調査）による。

	埼玉県		全国	
医療機関を受診する患者数	約75万人～約140万人		約1,300万人～約2,500万人	
入院患者の上限	中等度	重度	中等度	重度
	約3万人	約11万人	約53万人	約200万人
死亡者数の上限	中等度	重度	中等度	重度
	約9,500人	約36,000人	約17万人	約64万人

※入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%（重度）として、政府行動計画（平成25年6月現在）及び県行動計画（平成26年1月現在）の被害想定を参考に想定した。

※この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況については一切考慮されていない。

※この推計は、今後も適宜見直すことがある。

3. 対策の基本項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、町行動計画は、その目標と活動を「（1）実施体制」、「（2）情報提供・共有」、「（3）まん延防止に関する措置」、「（4）予防接種」、「（5）医療」、「（6）町民の生活及び地域経済の安定に関する措置」の6項目に分けて立案する。

また、政府対策本部長が県を対象区域として緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び町行動計画に基づき、必要に応じた措置を講じる。

(1) 実施体制

ア 発生前の体制

発生前の段階では、鳩山町危機対策会議を開催し、新型インフルエンザ等対策の事前準備の進捗状況を確認し、総務課や健康福祉課(保健センター)を中心に関係課(局・室)の連携を確保しながら、庁内一体となった取組を推進する。また、他市町村、事業者及び比企医師会との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

イ 発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、対策を強力に推進するため、速やかに町長を本部長とし、各課(局・室)長からなる鳩山町新型インフルエンザ等対策本部(以下「町対策本部」という。)を設置するとともに鳩山町新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、庁内の対策の総合的な推進を図る。また、政府対策本部長が県を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、政府対策本部及び県対策本部の基本的対処方針に基づき町の対策を検討し、実施する。

【本庁の組織】

(ア) 鳩山町危機対策会議
鳩山町危機対策会議設置要綱に基づき、町長を議長として、町民の生活に重大な被害を及ぼす事案又は町の経済若しくは経済に重大な被害を及ぼす事案等が発生又は発生するおそれがある場合に対応策を検討するために設置される。関係各課(局・室)長等で構成する。
(イ) 鳩山町新型インフルエンザ等対策本部
新型インフルエンザ等が発生した場合、鳩山町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、総合的な対策を実施する。町対策本部の組織は、鳩山町新型インフルエンザ等対策本部運営要綱に基づき、本部長を町長、副本部長に副町長及び教育長とし、関係各課(局・室)長、消防長(消防長が指名する職員又は消防団長)及びその他町長が任命する職員等を本部員とする。
(ウ) 鳩山町新型インフルエンザ等対策本部会議
鳩山町新型インフルエンザ等対策本部において、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進するために招集するもの。また、発生時において、県対策本部長から発生状況、患者発生時の医療に関する事項、まん延防止策等の特定の事項を付議されたときは、協議の結果を県対策本部長へ報告する。必要がある場合には会議に報道部、渉外部及び対策部を置き、業務を分担して新型インフルエンザ等対策に当たる。

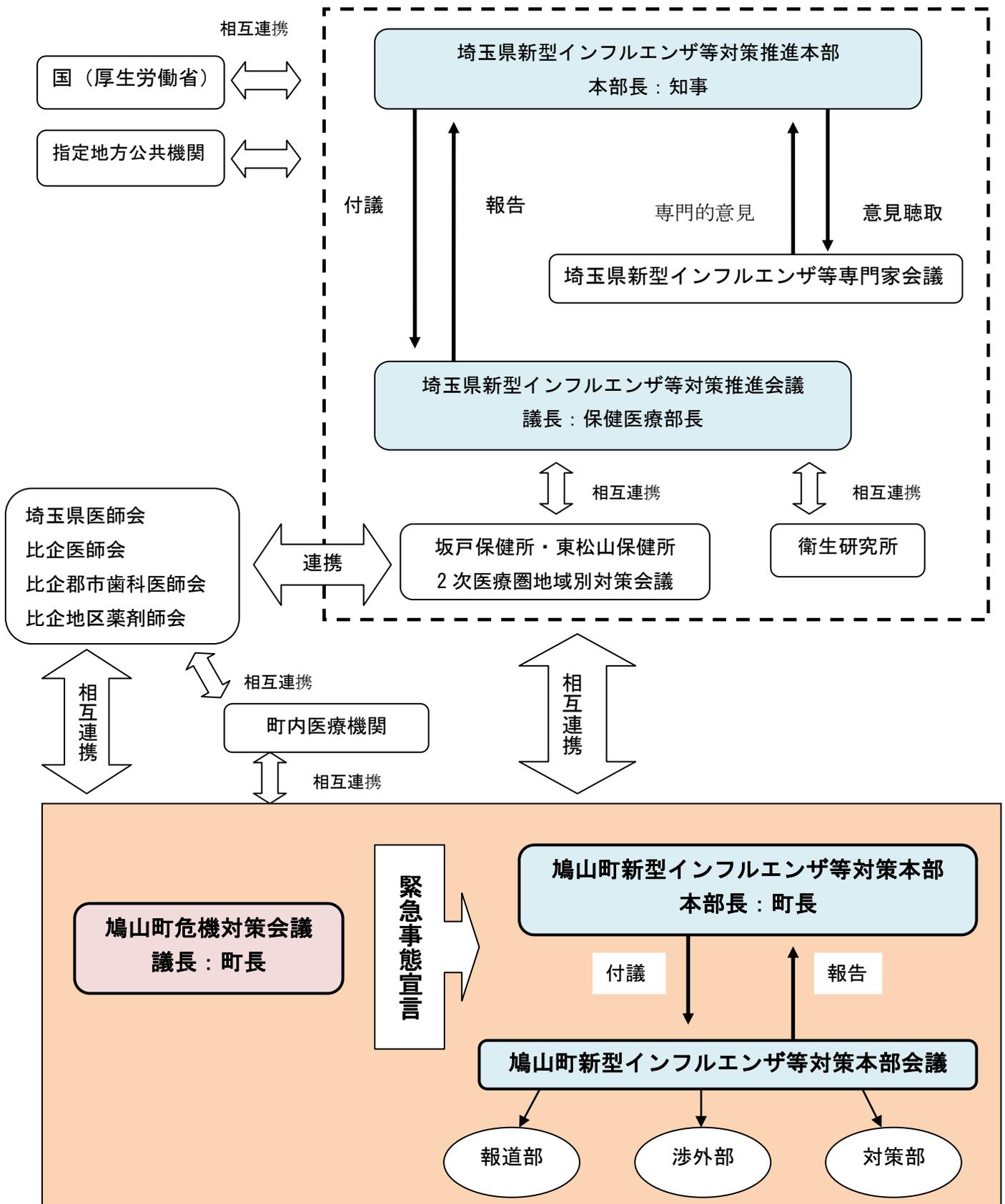
【地域機関の組織】

(ア) 保健所
地域保健に関する広域的・専門的拠点として、関係機関との連絡調整、感染症発生動向の調査、疫学調査や検体の採取・輸送、相談応需等を行い、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。
(イ) 衛生研究所
県の衛生行政の科学的、技術的中核として、関係部局と緊密な連携のもとに、新型インフルエンザ等に係る病原体の検査及び調査研究、疫学情報の収集・解析を行うとともに、保健所の疫学調査への技術支援等を行う。

【その他】

(ア) 埼玉県新型インフルエンザ等専門家会議
本県の実情にあった新型インフルエンザ等対策を検討することを目的として設置し、新型インフルエンザ等出現時の専門的な技術的事項についての調査検討等を行う。医学・公衆衛生学、法律等について学識経験を有する専門家で組織する。
(イ) 地域別対策会議
原則として、二次医療圏を単位として設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、国立病院機構や大学病院等を含む地域の中核的医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者により構成する。

【新型インフルエンザ等対策の推進体系図】



(2) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策は、共通の理解の下に対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須となる。

イ 情報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が様々であることが考えられる。このため、外国人、障害者など情報が届きにくい人に配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における町民等への情報提供

発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供により、新型インフルエンザ等対策に関し理解を深めてもらい、発生時の町民等の適切な行動につなげる。特に、児童、生徒等に対しては、学校での集団感染などにより地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉課（保健センター）と教育機関等が連携し、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外及び県内外の発生状況、対策の実施状況等について、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を患者等の人権にも配慮しながら明確にする。媒体の活用に加え、町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ等の活用を行う。また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

(イ) 相談窓口の設置

町は、新型インフルエンザ等発生時、住民からの相談に応じるための相談窓口等を設置し、国が配布するQ&A等を参考に適切な情報提供を行う。

(ウ) 町民の情報収集の利便性向上

町民の情報収集の利便性向上のため、国の情報、県の情報、町の情報、指定地方公共機関等の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるようホームページを整備する。

(エ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図るため、町対策本部における広報担当者を置き、適時適切に情報を共有し、発信する。なお、対策の実施主体となる関係各課(局・室)等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、町対策本部が調整する。

(3) まん延防止に関する措置

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

予防・まん延防止は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、病原性・感染力等や発生状況の変化に応じて実施する対策を決定し、又は、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主な予防・まん延防止

(ア) 個人における対策

国内発生早期からマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、緊急事態宣言下においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。

(イ) 地域対策・職場対策

国内発生期から、学校における臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)や職場における時差出勤の実施など、感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

緊急事態宣言下においては、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。なお、施設の使用制限等を円滑に行うため、未発生期においても関係者への周知に努める。

(ウ) その他

海外発生期には、その状況に応じた感染症危険情報の発出を行う。感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、町内での患者発生に備えて体制の整備を図る。

(4) 予防接種

ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数等を医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康

被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ 特定接種

(ア) 特定接種の概要

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(イ) 特定接種の対象となり得る者

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- (a) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- (b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

また、特定接種の対象となり得る者として政府行動計画で整理された登録事業者、公務員のうち、別表 特定接種の対象となり得る業種・職務について（P31～P37）のとおりである。

(ウ) 接種順位等

発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会（政府の新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に設置された医学・公衆衛生の学識経験者を中心とした委員会）の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項を国が決定する。

(a) 特定接種の登録

町は、県とともに、国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、特定接種の登録対象となる事業者に対し、登録申請について情報提供を行う。

(b) 特定接種の接種体制

特定接種は原則として集団接種によるものとし、登録事業者又は登録事業者が属する事業団体ごとに集団接種体制を構築することが登録の要件となる。

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については国が、新型インフルエンザ等対策を担う地方公務員については、所属する県又は市町村が実施主体となり接種を行う。

ウ 住民接種

(ア) 臨時接種

特措法において、緊急事態宣言が行われている場合については、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの町民に接種するため、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

この場合、町は、原則として集団的接種を行うこととし、全町民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。

(イ) 新臨時接種

一方、緊急事態宣言が行われていない場合においても、町民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療をはじめ、社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるため、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととする。

この場合においても、全町民が接種することができる体制の構築を図る。

(ウ) 接種順位

住民接種の接種順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報をもとに、政府対策本部が決定する。

【参考：政府行動計画における接種順位の基本的な考え方】

特定接種以外の対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- (a) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症により重症化するリスクが高いと考えられる群（基礎疾患を有する者及び妊婦）
- (b) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- (c) 成人・若年者
- (d) 高齢者：ウイルスに感染することにより重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もある。

(エ) 住民接種の接種体制

住民接種については、町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

エ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る

基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部が、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じ、総合的に判断し、決定するとされている。

オ 医療関係者に対する要請

必要があると認めるときは、県は、特措法に基づき、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行うこととされており、町は予防接種の実施に向けた体制整備に協力する。

(5) 医療

ア 医療の目的

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

イ 発生前における医療体制の整備

県保健所及び保健所設置市は、二次医療圏等の圏域を単位とし、地域別対策会議の開催や感染症指定医療機関等の調整等により、新型インフルエンザ等の発生時における地域の医療体制の確保に向けて関係機関と調整・検討等を行うが、町は必要に応じ比企医師会と協議・調整し、地域の医療体制整備に協力する。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保

(ア) 医療に関する情報提供等

海外発生期以降の段階では、正確かつ迅速な情報提供体制の維持（症例定義や診断・治療に関する情報等の周知）に努める。

(イ) 発生早期の医療体制

発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である。また、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られている。そのため、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

(ウ) まん延期の医療体制

県内での感染被害が拡大し、専用外来以外の医療機関でも患者を診なければならなくなった場合等には、県は、専用外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

(エ) 医療機関等との連携

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、町、県を通じた連携だけではなく、比企医師会・県医師会等の関係機関のネットワークを活用する。

オ 抗インフルエンザウイルス薬等

(ア) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

新型インフルエンザに感染し、発症した場合、症状が出てから48時間以内に抗インフルエンザウイルス薬を投与することで、症状を軽減し、健康被害を減らすことができる可能性がある。

このため、県は新型インフルエンザの流行に備え、発生前から、国が示す抗インフルエンザウイルス薬の目標量を計画的かつ安定的に備蓄しておき、必要量を供給することが可能な体制を確保し、町は随時その情報を得ておく。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの町民がり患し、地域での流行は約8週間程度続くと言われ、本人のり患や家族のり患等により、町民生活及び町民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

死者や重症者の発生率が高い場合には、急激な感染拡大により、社会・経済的な影響として、最大で従業員の40%程度が欠勤することも想定されている。このため、新型インフルエンザ等発生時においても最低限の町民生活が維持できるよう、関係者は、特措法に基づき発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施などの準備を行うことが重要である。

一方、それ以外の不要不急の業務については、感染拡大を防ぎ、社会機能維持に関わる業務を維持する観点から縮小することも望まれる。

4. 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するにあたり、関係機関等の役割を以下に示す。

(1) 国
<p>地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・国際協力の推進に努める。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進する。 <p>【新型インフルエンザ等発生期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府対策本部の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進 ・医学・公衆衛生学等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施

(2) 県
<p>特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部等を設置 ・ 政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携 ・ 市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供 ・ 地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進
(3) 町
<p>住民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活を支援する。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者への支援等に関し主体的に対策を実施 ・ 対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と連携
(4) 医療機関
<p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等患者を診察するための院内感染対策 ・ 必要となる医療資器材の確保 ・ 診療継続計画の策定 ・ 地域における医療連携体制の整備 <p>【新型インフルエンザ等患者発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携 ・ 発生状況に応じて医療を提供
(5) 指定(地方)公共機関
<p>医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法に基づき業務計画を作成</p> <p>【新型インフルエンザ等発生期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策を実施 ・ 国や県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施
(6) 登録事業者
<p>医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p>

- ・国の指示により臨時に予防接種を実施
- ・事業活動の継続
- ・発生前から、職場における感染対策の実施
- ・重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施

(7) 一般の事業者

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

【新型インフルエンザ等発生時】

- ・一部の事業を縮小
- ・多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底

(8) 町民

日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

【新型インフルエンザ等発生時】

- ・発生の状況や実施されている対策等についての情報を入手
- ・外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施

5. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なることから、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を抑え、小康状態に至るまでを、6つの発生段階に分類した。

しかし、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、柔軟に対応する必要がある。

本町における発生段階について、国の分類に基づき県が定めた発生段階に準じて次のとおり定め、その移行については国と県が協議した結果により、県対策本部の判断に従うものとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。さらに、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化する。

町行動計画における設定

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期 (県内発生早期)	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。 【政府行動計画】 ・ 地域未発生期 ・ 地域発生早期 【県行動計画】 ・ 県内発生早期
国内感染期／ 地域感染期 (県内感染拡大期)	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態。 【政府行動計画】 ・ 地域感染期 【県行動計画】 ・ 県内感染拡大期
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。

※これらの発生段階は順を追って段階的に進行するものとは限らない。

※町内発生早期及び町内感染拡大期に係る対策については、県内の状況にかかわらず、隣接する市町村等での流行状況等を踏まえて実施することがある。

〈参考〉政府行動計画（平成25年6月策定）における発生段階の区分

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）

国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）
小康期	<p>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</p>

〈参考〉県行動計画（平成26年1月策定）における発生段階の区分

発生段階	状 態
未発生期	<p>新型インフルエンザ等が発生していない状態</p>
海外発生期	<p>海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</p>
国内発生期	<p>国内で新型インフルエンザ等が発生した状態 【政府行動計画】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（本県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） </p>
県内発生早期	<p>県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 【政府行動計画】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域発生早期（県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） </p>
県内感染拡大期	<p>県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態 【政府行動計画】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域感染期（県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） </p>
小康期	<p>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</p>

第3章 発生段階別の対応

1. 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、危機管理問題として取り組む必要がある。

このため、町は埼玉県及び他の市町村等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。新型インフルエンザ等が発生する前においては、平時における会議体の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、町一体となった取組を推進する。

発生段階	対策等	
未発生期	① 鳩山町新型インフルエンザ等行動計画等の作成 ・ 町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた鳩山町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直す。 ② 国・地方公共団体の連携強化 ・ 町は、県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。	
海外発生期	○鳩山町危機対策会議の設置 ・ 町長を議長として設置し、事前準備の進捗を確認、総務部門や保健医療部を中心に関係課（局・室）の連携を確保しつつ庁内一体となった取組を行う。 ・ 発生状況及び対策の実施状況等について、迅速かつ分かりやすい内容を町民に提供するため、対策の実施主体となる各部局が適切に情報を提供できるよう情報提供体制の構築を図る。	
国内感染期 地域感染期	緊急事態宣言がされている場合の措置	○鳩山町新型インフルエンザ等対策本部の設置 町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに鳩山町対策本部を設置する。 なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、町は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することができる。
小康期	緊急事態宣言がされている場合の措置	○ 鳩山町新型インフルエンザ等対策本部の廃止 町は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに鳩山町対策本部を廃止する。

2. 情報提供・共有

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、いざ発生した時には町民に正しく行動してもらおう。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育部局等と連携し、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

また、町は、新型インフルエンザ等の発生時には、町民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び町民からの相談受付等について、中心的な役割を担うことから体制の整備を図る。

発生段階	対策等
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体制整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・町は、発生前から情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。 ・新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、町は相談窓口を設置する準備を進める。 ・町は、発生前から国、県、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口等の体制 <ul style="list-style-type: none"> ・町は、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置する。 ② 情報提供方法 <ul style="list-style-type: none"> ・町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、町民へ提供することに努めるものとし、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。
国内感染期／地域感染期・国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口等の体制充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・町は、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、相談窓口等による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。 ② 情報提供方法 <ul style="list-style-type: none"> ・町は、新型インフルエンザ等の発生時における情報提供に際し、政府対策本部、国、県と情報を共有するとともに、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する。
小康期	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口等の体制の縮小 <ul style="list-style-type: none"> ・町は、状況を見ながら相談窓口等の体制を縮小する。

3. まん延防止に関する措置

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制の整備を図るための時間を確保することにつながるものである。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。まん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策・予防接種など、複数の対策を組み合わせるが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

発生段階	対策等
未発生期	① 感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町は、住民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぐよう理解促進を図る。 ② 防疫措置、疫学調査等についての連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、関係機関との連携を強化し必要な情報を共有する。
発生期 海外	○ 感染対策の実施 <p>町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。</p>
国内発生早期	○ 感染対策実施の要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町は、町民、福祉施設等に対しマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等、基本的な感染対策等を勧奨する。 ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供を行うとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう教育部局と協議・検討する。
国内感染期 ／ 地域感染期	○ 国内でのまん延防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町は、町民、福祉施設等に対しマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等、基本的な感染対策等を強く勧奨する。 ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供を行うとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう教育部局と協議・検討する。

4. 予防接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

発生段階	対策等
未 発 生 期	<p>① 特定接種の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定接種は、特措法第28条の規定に基づき予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法(第22条及び第23条を除く。)の規定を適用し実施する。 ・ 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村が実施主体として接種を実施する。 <p>② 特定接種の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町は、国が実施する登録事業者の登録業務及び、法第28条第4項の規定に基づき国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。 ・ 町は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。 <p>③ 住民接種の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民接種は、全住民を対象とする（在留外国人を含む。）。 ・ 実施主体である町が接種を実施する対象者は、当該町の区域内に居住する者を原則とするが、これ以外にも、当該町に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考慮する。 <p>④ 住民接種の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう国、県及び比企医師会の協力を得ながら接種体制の構築を図る。 ・ 町は、住民接種に関する実施要領を参考に、あらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、町民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておくとともに、円滑な接種の実施のためにあらかじめ近隣市町村間で広域的な協定を締結するなど居住地以外の市町村における接種体制の構築を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体となる町は、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下の事項等に留意し、比企医師会、事業者、学校関係者等と連携の上、接種体制を構築する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保 b. 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等） c. 接種に要する器具等の確保 d. 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）
海外発生期	<p>① 特定接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、国と連携し、当該町の職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。 <p>② 特定接種の広報・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口等の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
国内発生早期	<p>① 住民接種の実施（新臨時接種）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、町は供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。 ・実施主体となる町は、以下の事項等に留意し接種する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。 b. 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である町の判断により、通院中の医療機関において接種することもできる。 c. 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。 d. 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合は、訪問により接種する。 e. 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

	<p>② 住民接種の広報・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、実施主体として、町民からの基本的な相談に応じる。 ・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、町としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。 <p>③ 住民接種の有効性・安全性に係る調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施主体である町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。
<p>国内発生早期</p>	<p style="text-align: center;">緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>① 住民に対する予防接種の実施（臨時接種）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。 ・住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。 <p>② 住民接種の広報・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。 <ul style="list-style-type: none"> a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まる。 b. ワクチンの需要が極めて高い一方当初の供給が限られている。 c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。 d. 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられ、そのための混乱も起こり得る。 ・これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意し、それぞれ分かりやすく伝える。 <ul style="list-style-type: none"> a. 接種の目的や優先接種の意義等。 b. ワクチンの有効性・安全性についての情報。 c. 接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応すべきか。 ・町は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口等の連絡先等の周知を行う。

国内感染期 ／ 地域感染期	<p>① 住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は緊急事態宣言がされていない場合においては、新臨時接種を進める。 <p>② 住民接種の有効性・安全性に係る調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施主体である町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。
	<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>○ 住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。
小康期	<p>① 住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。住民接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。 <p>② 住民接種の有効性・安全性に係る調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施主体である町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。
	<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>○ 住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は流行の第二波に備え、国及び都道府県と連携し特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。 ・住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。 ・住民接種の広報・相談については、国内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。

5. 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるため、国、県の計画に基づき効率的・効果的に医療を提供する体制を構築する。

発生段階	対策等
	<ul style="list-style-type: none"> ・町は、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、比企医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして住民への周知を図る。

国内感染期／地域感染期	<ul style="list-style-type: none"> 町は、国、県及び比企医師会と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。
	<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。

6. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

町は、新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。特に、要援護者への支援については、あらかじめ要援護者の登録情報から、関係団体等と調整し、必要な支援を速やかに行える体制を構築する。

発生段階	対策等
未発生期	<p>① 要援護者への生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、地域感染期における高齢者、障害者等要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともに具体的な手続き等について計画を作成する。 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、町が関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。 町は、要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を決めておく。 <p>② 火葬能力等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、都道府県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。 町は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与え

	<p>られていることから域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。 ・町は、都道府県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施について調整を行う。その際、戸籍事務担当部局等関係機関との調整を行うものとする。 <p>③ 物資及び資材の備蓄等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。
<p>海外発生期</p>	<p>① 要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生後、町は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。 <p>② 遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。 ・町は、県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置する臨時遺体安置所及び遺体の保存作業に必要となる人員等を確保する。
<p>国内発生早期</p>	<p>① 要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。 ・新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は、国、県及び比企医師会と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。 <p>② 遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

	<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p>	<p>① 水の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道事業者である町は、水道水質計画で定めるところにより消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。 <p>②生活関連物資等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
<p>国内感染期／地域感染期</p>		<p>① 要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。 町は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、町民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。 <p>②遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。 町は、県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、町の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに遺体の搬送の手配等を実施する。 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、町は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所及び遺体の保存作業のために必要となる人員等を直ちに確保する。 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

	<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p>	<p>① 水の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道事業者である町は、水道水質計画で定めるところにより消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切供給するために必要な措置を講ずる。 <p>②生活関連物資等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 <p>③遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、国から県を通じ行われる、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。 町は、国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け対応する。 新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市町村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。 <p>④要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、国から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対策等を行う旨の要請を受け、対応する。
<p>小康期</p>	<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p>	<p>○ 要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。 <p>○ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

別表 特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、政府の基本的な考え方を参考に、県内で特定接種の対象となり得る業種・職種について、以下のとおり整理した（事業所が県内に所在するものに限る）。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2 重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	(厚生労働省)
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、独立行政法人国立病院機構の病院、社会保険病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	(厚生労働省)

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め掲載

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	(厚生労働省)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	(厚生労働省)
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	(厚生労働省)
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	(厚生労働省)
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	(厚生労働省)
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	(経済産業省)
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	(総務省)

別表 特定接種の対象となり得る業種・職務について

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	(経済産業省)
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	(国土交通省)
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	(国土交通省)
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	(総務省)
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	(総務省)
映像・音声・文字 情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	(金融庁) (内閣府) (経済産業省) (農林水産省) (財務省) (厚生労働省)
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工事用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	(国土交通省)

別表 特定接種の対象となり得る業種・職務について

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	(経済産業省)
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	(国土交通省)
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	(厚生労働省)
金融証券決済事業者	B-4	金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引精算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	(金融庁)
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LP ガスを含む）の供給	(経済産業省)
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	(経済産業省)
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰、農産保存食料品、精穀・製粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調製粉乳をいう。以下同じ。）の販売	(農林水産省) (経済産業省)

別表 特定接種の対象となり得る業種・職務について

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレトーパーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう、以下同じ。）の販売	(経済産業省)
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業・精穀・製粉業 パン・菓子製造業・レトルト食品製造業・冷凍食品製造業・めん類製造業・処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	(農林水産省)
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	(農林水産省)
石油事業者	B-5	燃料小売業（LP ガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時における LP ガス、石油製品の供給	(経済産業省)
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	(厚生労働省)
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	(経済産業省)
その他の小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	(経済産業省)
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	(環境省)

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	県
県対策本部の事務	区分1	県
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	各市町村
市町村対策本部の事務	区分1	各市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	県
住民への予防接種、専用外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	県
新型インフルエンザ等対策に必要な県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	県 市町村
地方議会の運営	区分1	県 市町村

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	(法務省)
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	(法務省)
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	県警察本部
救急 消火、救助等	区分1 区分2	県 各市町村
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、 緊急物資等の輸送、その他、第一線（部隊等）において国家の危機 に即応して対処する事務、自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	(防衛省)

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

- (1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、ガス業、航空運輸業、鉄道業、電気業、道路旅客運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務（県、市町村）

別表 特定接種の対象となり得る業種・職務について

資料編

参考 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策.....	4 1
感染症法における主な感染症の分類一覧.....	4 4
用語解説.....	4 6
鳩山町新型インフルエンザ等対策行動計画作成経過.....	4 9
鳩山町新型インフルエンザ等対策本部条例.....	5 0
鳩山町新型インフルエンザ等対策本部運営要綱.....	5 1
鳩山町危機対策会議設置要綱.....	5 4
鳩山町危機対策本部設置要綱.....	5 6

参考 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

(1) 実施体制

(1) - 1 体制強化

県は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて庁内会議を開催し、対応方針について協議し、決定する。この場合、「埼玉県高病原性鳥インフルエンザ感染症対応指針」「埼玉県インフルエンザ（H5N1）対応マニュアル」「埼玉県インフルエンザ（H5N1）診断・治療及び医療施設等におけるガイドライン」を基本として対応する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2) - 1 情報収集

県は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

(2) - 2 国等からの情報収集

県は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況及び海外における状況について、国等から情報を収集する。情報収集源としては、以下のとおりとする。

- ・ 国際機関（WHO、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 地方公共団体

(2) - 3 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

県は、鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

(3) 情報提供・共有

- (3) - 1 県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。

(3) - 2 国から、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染を認めたとの情報提供があった場合には、県は、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、県民に積極的な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 水際対策

- ① 国が、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合行う、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を受け、県も情報提供、注意喚起を行う。
- ② 県は、検疫所から検疫法の対象となる鳥インフルエンザの有症状者に関する通知等を受け、適切に対応する。

(4) - 2 疫学調査、感染防止策

- ① 県は、国が必要に応じて派遣する、疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。
- ② 県は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。
- ③ 県は、国と連携し、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。

(4) - 3 家きん等への防疫対策

県は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、以下の対策を実施する。

- ① 国の支援を受け、具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。
- ② 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が困難である等の場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請する。
- ③ 県警察は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。

(5) 医療

(5) - 1 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 県及び保健所設置市は、医療機関に対し、感染が疑われる患者が迅速かつ確実な診断を行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう要請する。

- ② 県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、国から提供される検査方法に関する情報に基づき、衛生研究所においても検査を実施する。
 - ③ 県及び保健所設置市は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。
- (5)－2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合
- ① 県は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周知する。
 - ② 県は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。

○感染症法における主な感染症の分類一覧

分類	疾病
一類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ エボラ出血熱 ・ クリミア・コンゴ出血熱 ・ 痘そう ・ 南米出血熱 ・ ペスト ・ マールブルグ病 ・ ラッサ熱
二類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急性灰白髄炎 ・ 結核 ・ ジフテリア ・ 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る) ・ 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウィルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る)
三類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸チフス ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ パラチフス
四類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ E 型肝炎 ・ A 型肝炎 ・ 黄熱 ・ Q 熱 ・ 狂犬病 ・ 炭疽 ・ ボツリヌス症 ・ H5N1 を除く鳥インフルエンザ ・ マラリア ・ 野兎病 ・ 動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、上記疾病と同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの

<p>五類感染症</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) ・ ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く) ・ クリプトスポリジウム症 ・ 後天性免疫不全症候群 ・ 性器クラミジア感染症 ・ 梅毒 ・ 麻しん ・ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・ 上記疾病と同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの
<p>新型インフルエンザ等感染症 (※ 特措法対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ (新たに人から人へ伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの) ・ 再興型インフルエンザ (かつて世界的規模で流行したインフルエンザで、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興し、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの)
<p>新感染症 (※ 特措法対象)</p>	<p>人から人に伝染すると認められる疾病であり、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの</p>

○用語解説

・帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）に紹介するための相談センター。県民からの一般的な問合せに対応する「相談窓口」とは異なる。

・抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

・サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

・指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

・死亡率(Mortality Rate)

流行期間中に、その疾病に罹患して死亡した者の人口当たりの割合。ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

・新型インフルエンザ等緊急事態宣言

特措法第32条第1項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された場合は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

・新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

・新感染症

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

・新型インフルエンザ等専用外来

政府行動計画では「帰国者・接触者外来」といい、本県での呼称が「新型インフルエンザ等専用外来」。新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来である。県及び保健所設置市が、地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。新型インフルエンザ等専用外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

・相談窓口

県や市町村が、県民（市町村民）からの一般的な問合せに対応する窓口。海外発生期から設置し、県民（市町村民）に対して適切な情報提供を行い、疾患に関する相談や生活相談等（特に市町村）広範な内容にも対応する。

・致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に、その疾病（ここでは新型インフルエンザ等）に罹患した者のうち、死亡した者の割合。

・鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症で、このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、それがH5N1亜型であれば二類感染症、H7N9亜型であれば指定感染症、それ以外であれば四類感染症として扱われる。

・濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

・パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

・パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

・病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

・プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。パンデミックワクチンが供給されるまでの間、医療従事者等に対して接種される。

・り患率 (Attack Rate) *政府行動計画では「発病率」

流行期間中にその疾病にり患した者の人口当たりの発生割合。発病率と同義。新型インフルエンザの場合は、全ての人々が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザにり患した者の割合。

○鳩山町新型インフルエンザ等対策行動計画作成経過

年月日	内 容
平成 26 年 5 月 21 日	比企医師会管内市町村（1 市 7 町 1 村）予防接種担当者会議 ・計画作成に向けた専門家会議について協議
7 月 8 日	新型インフルエンザ等対策行動計画協議会 ・二次医療圏専門家会議として開催し、計画の方向性内容について協議 （構成：比企医師会、東松山保健所、県疾病対策課、比企医師会管内市町村）
7 月 10 日	計画素案作成
7 月 14 日	鳩山町危機対策会議 ・計画素案についての審議及びパブリックコメント実施について承認
8 月 4 日	計画案作成
8 月 20 日	パブリックコメント公表 ・意見募集期間 9 月 1 日から 9 月 30 日まで
9 月 8 日	福祉文教常任委員会 ・計画案について協議
10 月 29 日	修正を加えた計画案作成
11 月 4 日	鳩山町危機対策会議 ・計画作成について承認
11 月 20 日	議員全員協議会 ・計画作成について説明
11 月 28 日	12 月議会 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条第 6 項に基づき報告

鳩山町新型インフルエンザ等対策本部条例

(平成 25 年 3 月 12 日条例第 6 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、鳩山町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 対策本部の所掌事務は、町が実施する当該区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関することとする。

(組織)

第 3 条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第 4 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他町職員以外の者を会議に出席させたときには、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 5 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(庶務)

第 6 条 対策本部の庶務は、保健センターにおいて処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

鳩山町新型インフルエンザ等対策本部運営要綱

(平成 25 年 3 月 12 日告示第 33 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳩山町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、鳩山町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の設置及び廃止)

第 2 条 町長は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 32 条第 1 項の規定に基づく公示がされた場合、速やかに対策本部を設置するものとする。

2 町長は、法第 32 条第 5 項の規定に基づく公示がされた場合、対策本部を廃止するものとする。

3 その他町長が特に必要と認める場合、対策本部を設置及び廃止することができる。

(本部長、副本部長及び本部員)

第 3 条 対策本部に、次に掲げる者を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

(1) 本部長 町長

(2) 副本部長 副町長、教育長

(3) 本部員 総務課長、政策財政課長、税務課長、町民課長、健康福祉課長、高齢者支援課長、生活環境課長、産業振興課長、まちづくり推進課長、水道課長、出納室長、議会事務局長、教育総務課長、生涯学習課長、北部地域活性化推進室長、総務課課長補佐、消防長（消防長が指名する職員又は消防団長）及びその他町長が任命する職員

2 本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該町職員以外の者を対策本部の会議に出席させることができる。

(対策本部会議)

第 4 条 本部長は、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、必要に応じ、対策本部会議（以下「会議」という。）を招集し、主宰する。

2 会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

(専決処分)

第 5 条 会議を招集する暇がないと認められるときは、本部長は議決すべき事項を専決処分することができる。

2 前項の専決処分については、本部長は、次の会議において報告しなければならない。

(会議の公開)

第 6 条 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、対策本部において公開しないと決めたときはこの限りでない。

(1) 鳩山町情報公開条例（平成 12 年条例第 21 号）第 7 条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査、審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(会議の傍聴)

- 第7条 会議の傍聴を希望する者は、受付簿に氏名、住所を記入しなければならない。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、傍聴者の人数を制限することができる。
 - 3 傍聴者の人数を制限する場合は、傍聴希望者が多数であるときとし、事務局において、あらかじめ傍聴申出者の抽選により傍聴者の人数を調整する。
 - 4 本部長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、退場を命ずることができる。
 - (1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき。
 - (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき。
 - (3) 会議の過程で会議が非公開とされたとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るために本部長が指示する事項に従わないとき。

(会議録の調製)

第8条 本部長は会議録を調製し、次の各号に掲げる事項を記録する。

- (1) 会議の開催日時及び場所
 - (2) 出席者の職名及び氏名
 - (3) 会議に付した案件及び議事の経過
 - (4) 議決事項
 - (5) その他会議において必要と認めた事項
- 2 会議録は、本部長の確認により確定するものとする。

(部)

第9条 本部長は、条例第2条に掲げる事務を処理するために必要があると認めるときは、本部に別表の左欄に掲げる部を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を所掌させることができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、条例施行の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表(第9条関係)

報道部	1 報道提供資料の作成
	2 報道機関への対応

	3 町民等への広報
渉外部	1 国県等への連絡調整 2 医療機関及びライフライン関係機関等との連絡調整
対策部	1 特定接種の実施 2 住民への予防接種の実施 3 その他必要な対策の実施

鳩山町危機対策会議設置要綱

(平成 18 年 2 月 28 日訓令第 1 号)

(設置)

第 1 条 町民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等、町民の生活に重大な被害を及ぼす事案又は町の経済若しくは経済に重大な被害を及ぼす事案等(以下「危機」という。)が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、迅速な情報の収集を図るとともに、対応策を検討するため、鳩山町危機対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 対策会議は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 危機情報の収集に関すること。
- (2) 危機対応策の検討に関すること。
- (3) その他必要な危機対策に関すること。

(構成)

第 3 条 対策会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- (1) 議長は、町長とする。
- (2) 副議長は、副町長及び教育長とする。
- (3) 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- (4) 議長は、前号に掲げる者のほか、関係機関等の必要と認める者を委員とすることができる。

(会議)

第 4 条 対策会議は議長が招集し、主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときには、その職務を代理する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(開設期間等)

第 5 条 町長は、危機の発生等に際し、総務課長からの報告を受け、緊急に対応の必要があると認めるときに対策会議を開設する。ただし、危機対策本部又は災害対策本部が開設されるときはこの限りでない。

- 2 委員は、対策会議における町長の指示等を踏まえ、所管事務に係る対策を講じるものとする。
- 3 町長は、危機による被害の拡大するおそれが解消したと認めるとき又は危機対策本部若しくは災害対策本部が開設されたときに、対策会議を閉鎖する。

(庶務)

第 6 条 対策会議の庶務は、総務課が処理する。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(鳩山町緊急テロ対策連絡会議設置要綱の廃止)

- 2 鳩山町緊急テロ対策連絡会議設置要綱(平成 13 年鳩山町訓令第 7 号)は廃止する。

別表第 1(第 3 条関係)

総務課長、政策財政課長、税務課長、町民課長、健康福祉課長、高齢者支援課長、生活環境課長、産業振興課長、まちづくり推進課長、北部地域活性化推進室長、水道課長、出納室長、議会事務局長、教育総務課長、生涯学習課長及び総務課課長補佐

鳩山町危機対策本部設置要綱

(平成 18 年 2 月 28 日訓令第 2 号)

(設置)

第 1 条 町民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に定める災害を除く。)、町民の生活に重大な被害を及ぼす事案又は町の経済若しくは経済に重大な被害を及ぼす事案(以下「危機」という。)が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、総合的な対策を実施するため、鳩山町危機対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 対策本部は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 危機に対処するための総合的な基本方針に関すること。
- (2) 被害者の救助、医療救護、防疫、公共施設の復旧等の応急対策に関すること。
- (3) その他危機の発生の防御又は被害の拡大の防止に関すること。

(本部長、副本部長及び本部員)

第 3 条 本部に、危機対策本部長(以下「本部長」という。)、危機対策副本部長(以下「副本部長」という。)及び危機対策本部員(以下「本部員」という。)を置く。

- 2 本部長は、町長とする。
- 3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 4 副本部長は、副町長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(協力要請)

第 4 条 本部長は、必要があると認めるときは、別表第 2 に掲げる者に対し、協力を要請するものとする。

(部)

第 5 条 本部長は、第 2 条第 2 号又は第 3 号に掲げる事務を処理するために必要があると認めるときは、本部に別表第 3 の左欄に掲げる部を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を所掌させることができる。

- 2 部に、部長及び副部長を置き、本部員その他の職員のうちから本部長の指名する者をもって充てる。
- 3 部長は、部の事務を掌理する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(現地危機対策本部)

第 6 条 本部長は、現地において第 2 条第 2 号又は第 3 号に掲げる事務を処理するために必要があると認めるときは、現地危機対策本部(以下「現地本部」という。)を設置することができる。

2 現地本部に、現地危機対策本部長(以下「現地本部長」という。)、現地危機対策副本部長及び現地危機対策本部員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長の指名する者をもって充てる。

3 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

(活動期間等)

第7条 本部長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該危機に係る対策を推進するため特別の必要があると認めるときに本部を開設し、当該危機が解消したと認めるときに閉鎖するものとする。

(庶務担当課)

第8条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

総務課長、政策財政課長、税務課長、町民課長、健康福祉課長、高齢者支援課長、生活環境課長、産業振興課長、まちづくり推進課長、北部地域活性化推進室長、水道課長、出納室長、議会事務局長、教育総務課長、生涯学習課長及び総務課課長補佐

別表第2(第4条関係)

課長補佐の職にある者

別表第3(第5条関係)

報道部	1 報道提供資料の作成 2 報道機関への対応 3 町民等への広報
渉外部	1 県等への連絡調整 2 ライフライン関係機関等との連絡調整
応急対策部	応急対策の検討及び実施

鳩山町新型インフルエンザ等対策行動計画[全部改訂]

編集発行 鳩山町危機対策会議

平成 26 年 11 月 4 日 鳩山町危機対策会議決定

平成 26 年 11 月 4 日 発行

事務局 鳩山町健康福祉課（保健センター）

〒350-0324

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 183 番地 1

電話 049-296-2530

FAX 049-296-2832

Email 4600@town.hatoyama.lg.jp